

治療と仕事の両立支援助成金支給要領（制度活用コース）

平成 31 年 4 月 1 日

要領第 9 号

改正 令和 2 年 5 月 29 日要領第 15 号 令和 3 年 5 月 14 日要領第 4 号

（目的）

第 1 条 この要領は、産業保健活動総合支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）

第 5 条第 6 項第 2 号に基づく治療と仕事の両立支援に係る制度活用に対する助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る事務を適正かつ円滑に行うことを目的とし、必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

（1）傷病を抱える労働者

事業者には直接雇用される者のうち、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病などの反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える者（以下「対象労働者」という。）をいう。

（2）両立支援制度

傷病を抱える労働者に対する、治療と仕事との両立の支援に資する一定の就業上の措置。（時間単位の年次有給休暇、傷病休暇、病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度などの勤務制度など。）

（3）両立支援制度の導入

両立支援制度の導入とは、労働協約又は就業規則を変更することにより、両立支援制度を新たに定めることをいう。

（4）両立支援制度の実施

両立支援制度の実施とは、導入した両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、適切かつ効果的に実施することをいう。

（5）両立支援制度活用計画

両立支援制度活用計画とは、両立支援制度を活用する事業者が作成する計画であり、活用する両立支援制度の内容等を記載するものをいう。

（6）両立支援プラン

具体的な就業上の措置や配慮の内容及びスケジュール等についてまとめた計画のことをいう。

（7）労働協約

労働組合と使用者が、労働条件等労使関係に関する事項について合意したことを文書に作成して、その双方が署名又は押印したものをいう。

（8）就業規則

常時 10 人以上の労働者を使用する事業者にあつては、管轄する労働基準監督署等

に届け出た就業規則（就業規則において別途定めることとされている規程・規則等を含む。）をいう。

常時 10 人未満の労働者を使用する事業者にあつては、労働基準監督署等に届け出た就業規則又は労働者全員に周知されたことが確認できる書面が添付された就業規則をいう。

（9）両立支援コーディネーター

「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について（平成 30 年 3 月 30 日付け基安発第 0330 号）」に基づく基礎研修を修了した者。

（10）基準日

事業者が、両立支援コーディネーターを活用して、両立支援プランを策定し、対象労働者に適用を開始して 6 か月を経過した日をいう。

（助成対象事業者）

第 3 条 助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業者に対して支給するものとする。

- （1）労働保険適用事業場の事業者であること。
- （2）過去に両立支援制度を活用したことを事由として、障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）（平成 30 年 4 月から「障害や傷病治療と仕事の両立支援コース」に改称）及び本助成金を受給していない事業者であること。

（不支給要件）

第 3 条の 2 前条の助成対象事業者からの助成金の支給申請であっても、次の各号に該当する場合は助成金を支給しないものとする。

- （1）当該事業者が、第 6 条の「治療と仕事の両立支援助成金（制度活用コース）支給申請書」（様式第 1 号）（以下本条において「支給申請書」という。）の提出日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納が継続している場合
- （2）当該事業者が、支給申請書の提出日から起算して過去 3 年間に、実施要領第 5 条各号で規定する助成金について、不正受給を行った場合
- （3）当該事業者が、暴力団関係事業場（事業者（法人である場合にあつては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する事業場、暴力団員が経営に実質的に関与している事業場及びこれらの事業場であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業場等）であると認められる場合
- （4）当該事業者（法人である場合にあつては、当該法人の役員若しくは事業場の業務を統括する者その他これに準ずる者）が、破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行うおそれのある団体に属している場合
- （5）当該事業者が、支給申請書の提出日の時点で倒産している場合

- (6) 当該事業者が、(2) の不正受給が発覚した際に独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）理事長が実施する事業者名の公表について、あらかじめ同意していない場合
- (7) 当該事業者が、支給申請書の提出日の前日から起算して1年前の日までの間に、労働関係法令違反を行ったことが明らか（司法処分等）である場合など、当該事業者に助成金を支給することが適切でないと機構理事長が認める場合
- (8) その他助成金を支給することが適切でないと機構理事長が認める場合

（助成対象）

第4条 対象労働者は、次のいずれにも該当する者とする。

- a 治療と仕事の両立のために一定の就業上の措置が必要な者。
なお、傷病の治療について、通常要する時間や反復・継続するかどうかは一義的に解釈することはできないため、個別に医師の判断を要する。
- b 治療の状況や就業継続の可否等に関する主治医意見書において、一定の就業上の措置が必要な期間が3か月以上で、かつ、事業者に対して支援を申し出た者。
- c 両立支援制度を用いた両立支援プランが策定され、就業上の措置が3か月以上適用されていること。

第5条 助成金の対象となる両立支援制度は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 対象労働者に、傷病に応じた反復・継続した治療のための配慮を行う制度であること。（時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度などの勤務制度など）
- (2) 当該制度が実施されるための合理的な条件（両立支援制度を労働者に適用するための要件及び基準、手続き等）が労働協約又は就業規則に明示されていること。
- (3) 対象労働者に関する治療の状況や就業継続の可否について、主治医意見書に関する費用を事業者が負担していること。

（助成金の支給申請）

第6条 助成金の支給を受けようとする事業者は、支給申請書に以下に掲げる書類を添付して、基準日から3か月以内に機構本部に提出しなければならない。

- (1) 対象労働者が、有期契約労働者又は雇用期間の定めのない労働者であることを証明する書類
- (2) 対象労働者が、両立支援プランの適用を開始した日から6か月以上雇用が維持されていること、かつ、上記期間内で月平均5日以上勤務していることを証明する書類
- (3) 両立支援コーディネーター基礎研修を受講、修了したことを証明する書類
- (4) 対象労働者に関する「治療の状況や就業継続の可否等についての主治医意見書」（様式第2号）
- (5) 前号で定める主治医意見書の発行費用を事業者が負担していることを証明する書類

- (6) 「両立支援プラン概要票」(様式第3号)
- (7) 「両立支援制度活用報告書」(様式第4号)
- (8) 現行の就業規則又は労働協約
- (9) 労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- (10) 「支給要件確認申立書」(様式第5号)
- (11) 「治療と仕事の両立支援助成金(制度活用コース)支給申請チェックリスト兼同意書」(様式第6号)
- (12) 返信用封筒(通知書返信用)

(助成金に係る帳簿の整備等)

第7条 助成金の支給を受けた事業者は、事業年度(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)ごとに助成金に係る帳簿を備えるものとする。

2 前項に規定する帳簿は、助成金の支給対象期間終了後、5年間保存するものとする。

(助成金の支給額)

第8条 助成金の支給は、各年度の予算額の範囲で行うものとし、一事業年度(各年の4月1日から翌年の3月31日まで)における支給対象事業者に対する助成金の支給額は、実施要領第5条第6項のとおりとする。

(支給審査及び決定通知)

第9条 第6条の規定による支給申請があったときは、機構本部は同条の支給申請事項に不備がないかを審査し、支給額を決定するものとする。

2 機構本部は、前項の規定による審査結果について、適当であると認めたときは、「治療と仕事の両立支援助成金(制度活用コース)支給決定通知書」(様式第7号)により事業者へ通知するものとする。

3 機構本部は、第1項の規定により審査した結果について、不適当であると認めたときは、その理由を付して「治療と仕事の両立支援助成金(制度活用コース)不支給決定通知書」(様式第8号)により事業者へ通知するものとする。

(支給方法)

第10条 前条の規定により適当であると認めたときは、助成金を当該者に支給するものとする。

2 前項の助成金の支給は、機構本部から、当該者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(助成金に係る事務取扱機関)

第11条 助成金に係る業務のうち次の各号に掲げる業務は、センターが行うものとする。

- (1) センター単独又は他機関と連携して実施する助成金に関する説明会の開催
- (2) 助成金の問合せ等に対する説明(センターへの問合せ等に限る。)
- (3) センターで実施する研修等と併せた助成金に関する周知活動

(4) その他、機構本部が指示する事項

2 前項各号に規定する業務以外の助成金に係る業務は、機構本部が行うものとする。

(不正受給者に対する措置)

第 12 条 機構本部は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとした事業者に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消した上で返還させるものとする。

2 機構本部は、前項の規定により支給決定を取り消した上で返還させるときは、その理由を付して「治療と仕事の両立支援助成金（制度活用コース）支給決定取消及び返還通知書」（様式第 9 号）により事業者へ通知するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 2 年 5 月 29 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 5 月 18 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。